

【アメリカ】コロナ下の連邦議会下院における遠隔審議

海外立法情報課 中川 かおり

* 2020年5月15日、下院は、議事規則の特別規定に当たる決議第965号を採択し、第116議会に限り、コロナを理由とする、下院本会議での代理人議員を通じた遠隔投票を認めた。

1 経緯

米国では、2020年1月21日に米国疾病管理予防センター（CDC）が同国最初の新型コロナウイルス患者を確認し、2月29日には最初の死者が報告された。ジョンズ・ホプキンス大学によれば、7月8日現在、累積の感染者数は298.3万人、死者は13.1万人に上る。このパンデミックにより、ソーシャル・ディスタンスや外出禁止令が新たな規範となる中で、5月15日に、連邦議会の下院は、議事規則の特別規定に当たる下院決議第965号¹を採択した。この決議は、現在の第116議会に限り有効で、かつコロナを理由とする場合に限られるものの、1789年以來の連邦議会史上で初めて、下院本会議において代理人議員を通じた遠隔投票を認める²。この決議を受け、5月20日にペロシ（Nancy Pelosi）下院議長は、45日間の遠隔投票の開始を宣言し、6月29日にはこれを更に45日間延長し、8月18日までとした。

2 下院決議第965号の概要

(1) 公衆衛生緊急事態における本会議での代理人議員を通じた遠隔投票の授権（第1条）

守衛官が、議会医務官と協議の上で、新型コロナウイルスのために公衆衛生緊急事態が生じていると下院議長等に通知する場合には、下院議長等は、少数党院内総務等と協議の上で、本会議に出席できない議員が、出席する議員に代理人議員として投票又は出席の記録（以下「投票等」）を授権できる、45日間の適用期間を指定する。下院議長等は、議会医務官と協議の上での守衛官から更なる通知を受ける場合には、適用期間を更に45日間延長できる一方、公衆衛生緊急事態が生じていないとの通知を受ける場合には、この期間を終了させる。

(2) 代理人議員指名手続（第2条）

代理人議員を通じた遠隔投票等を行う議員は、代理人議員の氏名を特定する署名した書簡（電子的形態可）をクラーク³に提出する。代理人議員を指名する議員が本会議場に現れ、自ら投票等を行う場合には、指名は自動的に撤回される。1人の代理人は10名までの議員を代理できる。

(3) 適用期間の投票手続（第3条）

適用期間において、記録投票⁴若しくは賛否表決⁵が請求される場合又は下院議事規則第20条

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年7月8日である。

¹ H.R. Res. 965, 116th Cong. (2020). <<https://www.congress.gov/116/bills/hres965/BILLS-116hres965eh.pdf>>

² 代理人投票は、委員会では両院で行われている（ただし、下院議事規則には禁止規定あり）が、本会議では両院で禁止されてきた。Walter J. Oleszek et al., *Congressional procedures and the policy process*, 10th ed., CQ Press, 2016, p.131. 共和党指導部は、合衆国憲法が本会議において議員の実際の出席を求めるとし、代理人投票を認める下院決議第965号を違憲として、2020年5月26日に訴訟を提起した。McCarthy v. Pelosi, Civil Action No.20-1395-RC.

³ 下院の役員で、下院の議事や審議、議事文書の管理等の運営面に責任を持つ職員。廣瀬淳子「アメリカ連邦議会下院規則改正—第116議会下院規則—」『外国の立法』No.280, 2019.6, p.6.

⁴ 出席議員の5分の1以上の要求がある場合に、電子投票装置を用い、賛否等を会議録に明示する投票。高澤美有紀「アメリカ合衆国の議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1045, 2019.3.7, p.5.

⁵ 定足数（218人）の5分の1（44人）以上の要求がある場合に、電子投票装置を用い、賛否等を会議録に明示する

第6項に基づき定足数不足の異議が出される場合には、賛否表決が行われる。電子投票装置による投票の場合に、代理人議員は、投票カードに「代理人により」と明示する。代理人議員を指名する議員は、定足数を定める目的で計上される⁶。代理人議員は、投票等につき、指名する議員から明確な指示を得、投票の前にその指示の内容を公表する。

(4) 委員会における遠隔審議の授権 (第4条)

いかなる委員会も、遠隔で審議を行うことができ、これを下院の公式の審議とみなす。遠隔で出席する委員は投票等を行うことができ、また、定足数を定める目的で計上される。証人も、遠隔で出席することができる。委員会が遠隔で審議を行う前に、委員会が3(2)の規則に従い会合を開く要件を満たし、かつ遠隔会合の準備ができていることを下院議長に通知する委員の過半数からの書簡を、会議録に印刷するために提出する必要がある。審議において技術的困難があるときは、委員長は、請求に応じて、休憩 (recess)⁷を宣言できる。委員長等は、遠隔で証言する証人のために、罰則付き召喚令状 (電子的形態可) を発することができる。委員会は、秘密会 (closed session) 又は非公開の会合 (executive session) を遠隔で行ってはならない。

(5) 下院本会議での遠隔投票の実行可能性に関する調査と認証 (第5条)

下院管理委員長は、下院本会議で代理人議員によらない遠隔投票を行う技術の将来における実行可能性を調査し、運営可能で安全な技術の決定に関する認証書を下院に提出する。この認証の日の後のいずれかの立法日に、下院規則委員長は、少数党院内総務と協議の上で、遠隔投票を実施する規則を会議録に印刷するために提出する。これを受けた下院議長の通知により、下院本会議で遠隔投票が実施される。

3 下院決議第965号の細則を定める下院規則委員会規則の概要

この下院決議の細則につき、次の2つの下院規則委員会規則が制定されている。

(1) 下院本会議において代理人議員を通じた遠隔投票等を行うための規則⁸

①代理人議員を通じた遠隔投票等を行う議員が、代理人議員を指名する書簡に明記すべき事項、②書簡のクラークへの提出方法及びクラークによるウェブサイトへの公表、③指示を受ける投票における代理の範囲、④代理人議員の指名の変更又は撤回、⑤多数党院内総務は、法案又は共同決議の最終表決を、その24時間前に各議員へ通知すること等を定める。

(2) 下院委員会の遠隔審議のための規則⁹

①投票又は定足数計上のために、委員会審議に遠隔で出席する議員の映像が、委員会の採用するソフトウェア・プラットフォーム上で委員長に確認される必要、②公聴会、逐条審議等に先立つ、プラットフォーム上での非公開のリハーサルの実施及びこの日時の各議員への48時間前の通知、③委員会が指定するデジタル・リポジトリ (電子メール受信箱可) への動議、修正案、法案等の提出、④遠隔で出席する証人が、自らの弁護士との間に、委員会のプラットフォームとは別の通信網を備えることの推奨等を定める。

投票。同上

⁶ 通常、下院本会議の議事の定足数は過半数であり、欠員がない場合には218名であるが、下院決議第965号による遠隔審議においては、1人の代理人議員が最高10名の議員を代理できることから、下院本会議の定足数は20名程度となる。Davin Watkins, "The Incredible Shrinking Quorum," *Wall Street Journal*, May 22, 2020.

⁷ 議事の一時的な中断をいい、休憩後の議事は休憩前のそれを引き継ぐ。Richard S. Beth et al., "Sessions, Adjournments, and Recesses of Congress," *CRS Report*, Jul. 19, 2016, p.2.

⁸ Remote Voting by Proxy Regulations Pursuant to House Resolution 965, 166 Cong. Rec. H2257 (May 15, 2020).

⁹ Remote Committee Proceedings Regulations Pursuant to House Resolution 965, *ibid.*